

第8次粉じん障害防止総合対策の概要及び推進計画を含めた各局の取扱いについて

第1 第8次粉じん障害防止総合対策（本省策定）の概要

1 重点事項

①アーク溶接作業・岩石等裁断等作業の粉じん対策、②金属等研磨作業の粉じん対策、③ずい道等建設工事の粉じん対策、④離職後の健康管理

2 労働基準行政の実施事項

(1) 集団・個別・監督指導等の実施

(2) 計画届出の徹底・適正審査・実地調査の実施

(3) 電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨

(4) 関係団体等への指導等実施（労働災害防止団体等への指導・要請等、啓発活動実施）

(5) ずい道等建設工事の発注者への要請実施

(6) 中小規模事業場への支援

3 粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置

(1) アーク溶接作業・岩石等裁断等作業の粉じん対策（①改正粉じん則等に基づく措置徹底、②作業環境改善、③呼吸用保護具の着用徹底等、④健康管理対策の推進、⑤予防・健康管理教育の徹底）

(2) 金属等研磨作業の粉じん対策（①特定粉じん発生源の措置徹底等、②作業環境改善、③局所排気装置等の適正稼働等、④作業環境測定及び評価に基づく措置徹底、⑤特別教育の徹底、⑥呼吸用保護具の着用徹底等、⑦たい積粉じん対策の推進、⑧健康管理対策の推進）

(3) ずい道等建設工事の粉じん対策（①ガイドラインに基づく対策の徹底、②健康管理対策の推進、③元方事業者の講ずべき措置実施の徹底等）

(4) その他の粉じん作業又は業種の粉じん対策

(5) 離職後の健康管理

第2 各局の総合対策及び推進計画の策定

- 各局は、本省策定の総合対策に基づき設定した局の重点事項に基づき、各局の総合対策を策定すること。また、各局の具体的な「第8次粉じん障害防止総合対策5か年推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定すること。
- ただし、これまでの取組状況の評価等を行った結果、じん肺新規有所見者の発生がほぼ認められず、かつ第6次粉じん総合対策期間中と比べ第7次総合対策の監督指導時の違反率が大きく低下する等管内の水準に明らかな改善が認められ、中長期的な推進計画をもって取り組むべき問題点がおおむね解消したと認められる場合は、局の総合対策及び推進計画の策定は要しないこと。なお、総合対策及び推進計画を策定しない場合は、年間安全衛生業務計画及び年間監督指導計画に盛り込むことにより必要な取組を行うこと。

1 各局における第8次粉じん障害防止総合対策（重点事項・労働基準行政の実施事項・事業者が重点的に講ずべき措置）の策定状況

（1）局独自の総合対策を策定：41カ所

ア 本省が示した事項と同じ：20カ所

イ 本省が示した事項に一部追加：20カ所

ウ 本省通達等を引用して策定：1カ所

（2）本省通達（総合対策を含む）等を踏まえ実施・推進（局独自の総合対策は策定しない）：6カ所

2 推進計画の策定状況

（1）推進計画を策定：40カ所

ア 推進計画あり（局で策定）：28カ所

イ 各署で策定：12カ所

（2）策定しない（年間安全衛生業務計画及び年間監督指導計画に盛り込む）：7カ所